

令和5年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

○出席議員

- |     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 1番  | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番  | 川 | 端 | 順   |
| 3番  | 尾 | 野 | 浩士  |
| 4番  | 鎌 | 田 | 寛司  |
| 5番  | 米 | 田 | 利彦  |
| 6番  | 村 | 田 | 茂   |
| 7番  | 立 | 井 | 武雄  |
| 8番  | 佐 | 藤 | 道昭  |
| 9番  | 佐 | 藤 | 禎宏  |
| 10番 | 佐 | 藤 | 富男  |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代  |
| 12番 | 川 | 田 | 修   |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 吉 田 直 人 |
| 副 町 長       | 富 士 雅 章 |
| 教 育 長       | 丹 羽 敦 子 |
| 総務部長        | 松 下 師 一 |
| 産業建設部長      | 吉 崎 英 雄 |
| 教育次長兼社会教育課長 | 原 田 賢   |
| 民生部長        | 山 下 真 穂 |
| 税務課長        | 藤 田 弘 美 |
| 総務課長        | 入 口 直 幸 |
| チャレンジ課長     | 袴 田 智 香 |
| 危機管理課長      | 山 口 高 史 |
| 上下水道課長      | 石 森 典 彦 |
| 産業環境課長      | 谷 本 富美代 |
| 環境センター所長    | 飯 田 雅 章 |
| 建設課長        | 永 井 義 猛 |
| 住民課長        | 佐 藤 友 美 |
| 学校教育課長      | 河 野 歩 美 |
| 福祉課長        | 宮 本 早 苗 |
| 長寿社会課長      | 河 野 聖 子 |

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 多 田 雄 一 |
| 議会事務局主査 | 森 吉 梢   |

## 令和5年松茂町議会第2回定例会会議録

令和5年6月6日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第2号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第4 報告第1号 令和4年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
  - 専決第1号 松茂町税条例の一部を改正する条例
  - 専決第2号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 専決第3号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第9号）
  - 専決第4号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
  - 専決第5号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第28号 こども家庭庁設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第29号 松茂町福祉手当条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第30号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 発議第3号 予算決算特別委員会設置に関する決議
- 日程第10 発議第4号 議員派遣の件
- 日程第11 請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」  
の提出を求める請願

令和5年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和5年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。令和5年松茂町議会第2回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、全議員の皆様のご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、吉田町長をはじめ、理事者の方も全員のご出席でございます。ありがとうございます。

今年は例年よりも7日早く、5月29日に梅雨入りをしました。早々に豪雨があり、県内をはじめ全国各地で被害が出ております。被災された方にお見舞いを申し上げます。先週末に開催されました防災フェスティバルは大盛況でした。子連れの家族がほとんどで、非常に楽しそうでした。2千人を超えるような参加者がいたようでございます。防災意識の高揚につながることに期待をするものでございます。

私は5月1日に就任したばかりの新米議長でございます。議員の皆様には活発な議論をお願いするとともに、円滑な議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和5年松茂町議会第2回定例会は成立しました。

ただいまから令和5年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

---

○議長【川田　修君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

梅雨入りも例年より1週間ほど早いようでございます。じめじめした時期になってまいりますが、議員各位にはお体に十分ご留意をいただきながら議会に臨んでいただきたいと、そのように考えております。

本日は、令和5年松茂町議会第2回定例会の招集ということで、改選後初めての定例会でございます。今後は松茂町の発展、町民の安全・安心のため共に頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日、議員各位には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の定例会に上程をいたしました議案につきましては、同意1件、報告1件、承認1件、議案3件となっております。どうか全案件、慎重にご審議をいただきまして、可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長【川田 修君】      これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番尾野浩士議員、及び4番鎌田寛司議員を指名いたします。

---

○議長【川田 修君】      日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月6日から6月16日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】      異議なしと認めます。

よって、会期は6月6日から6月16日までの11日間に決定いたしました。

---

○議長【川田 修君】      続きまして、日程第3、同意第2号「松茂町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】      それでは、令和5年第2回定例会に上程いたしております議案

の提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、松茂町農業委員会の委員の任命につきましては、現在の農業委員が令和5年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、私から同意第2号につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

同意第2号、松茂町農業委員会の委員の任命について、現在の農業委員が令和5年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。また、農業委員の任期は令和5年7月20日から3年間でございます。

なお、この12名につきましては、公募を行い、地域などの推薦のあった方でございます。農業委員会等に関する法律第8条第5項、第6項及び第7項に規定されております認定農業者が過半数を占めていること、利害関係を有しない者が含まれること、年齢、性別等に著しい偏りがないこと、これらについては規定を満たしております。

それでは、同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。

松茂町長岸239番地、阿部良一、昭和53年9月7日生まれ。松茂町中喜来字中かうや31番地、藤井稔、昭和49年3月30日生まれ。松茂町中喜来字南かうや北ノ越10番地、清井孝浩、昭和53年9月1日生まれ。次のページをお願いいたします。松茂町中喜来字稲本35番地、内海泰幸、昭和44年7月26日生まれ。松茂町笹木野字山上64番地、金森稔、昭和30年7月25日生まれ。松茂町笹木野字山南85番地、中川昇、昭和37年9月20日生まれ。松茂町中喜来字福有開拓193番地5、吹上博、昭和52年9月24日生まれ。松茂町豊岡字芦田鶴41番地、土佐博久、昭和53年1月11日生まれ。松茂町豊岡字小金洲4番地1、武内康文、昭和22年3月31日生まれ。松茂町笹木野字八北開拓179番地、片山恵、昭和36年3月28日生まれ。松茂町住吉字住吉開拓95番地4、松田政子、昭和35年1月26日生まれ。松茂町満穂字満穂開拓75番地2、森達也、昭和40年9月23日生まれ。

各氏の経歴につきましては、参考資料 1 ページから 6 ページに添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、同意第 2 号の説明とさせていただきます。

○議長【川田 修君】      これから、同意第 2 号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【川田 修君】      質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長【川田 修君】      討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

---

○議長【川田 修君】      これから採決に入ります。

同意第 2 号「松茂町農業委員会の委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】      異議なしと認めます。

よって、同意第 2 号「松茂町農業委員会の委員の任命について」は原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長【川田 修君】      日程第 4、報告第 1 号「令和 4 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】      それでは、引き続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

報告第 1 号、令和 4 年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

令和 4 年度事業のうち、事業の執行状況により、戸籍情報システム構築事業において 4 0 7 万円、戸籍情報システム機器等導入事業において 3 4 万円、県営漁港関係事業において 5 6 8 万 5 0 0 円、長岸 2 5 号線道路改良測量設計事業において 5 4 0 万円を令和 5 年度に繰り越して事業を実施するものであります。この後、担当から詳細説明をいた

しますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 佐藤住民課長。

○住民課長【佐藤友美君】 それでは、私から、報告第1号の繰越明許費について報告をさせていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号、令和4年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書の4ページ、恐れ入りますが向きが変わります、表をご覧ください。

令和4年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。款5総務費で2件、款20農林水産業費で1件、款30土木費で1件の計4件を繰り越いたしました。私からは、住民課所管事業の説明をさせていただきます。

款5総務費、項10戸籍住民基本台帳費におきまして、上段、戸籍情報システム構築事業としまして407万円、下段、戸籍情報システム機器等導入事業としまして34万円、合わせて441万円を令和5年度に繰り越いたしました。繰り越した財源の内訳は全て国庫補助金でございます。これらの事業は現在、本籍地でしか取得することのできない戸籍謄抄本等が本籍地以外の自治体でも取得可能とするなどの改正戸籍法に対応するためのシステム改修費及び備品の購入費でございます。事業の完了が令和5年6月となりましたため、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、これらの事業に関連いたします事項別明細書について、次の5ページに歳入を、6ページに歳出を各課所管ごとに添付しております。この後、各課長から、繰越明許費について説明をいたしますので、併せてご参照ください。

以上、住民課所管事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、報告第1号のうち、産業環境課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。引き続き、議案書4ページをご覧ください。

款20農林水産業費、項5水産業費の県営漁港関係事業におきまして、568万500円を令和5年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は全てが一般財源でございます。この事業は長原漁港岸壁の砂流出防止の補修工事で、耐震機能を含めた改良

工事として、令和２年度から約５か年の計画で県が実施しております。令和４年度の事業において、地元漁業関係者との工期日程の調整による施行の結果、年度内の工事が困難となったことに伴い、本町が県へ支払います負担金についても令和５年度へ繰り越しするものでございます。

以上、産業環境課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 それでは、私から、報告第１号のうち建設課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。引き続き、議案書の４ページをご覧ください。

繰越計算書の最下段、款３０土木費、項５道路橋梁費、長岸２５号線道路改良測量設計事業におきまして、５４０万円を令和５年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は全て一般財源でございます。この事業は、県道徳島空港線の西延伸に伴い、長岸２５号線の道路改良を計画するため測量設計を行うものでございますが、県道徳島空港線の用地に係る境界業務が予定より遅れましたことから、翌年度に繰り越して事業を行うものでございます。

以上、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 これで、報告第１号は終わりました。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第５、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第８、議案第３０号「令和５年度松茂町一般会計補正予算（第２号）」までの承認１件と議案３件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由を申し上げます。

承認第１号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

まず、専決第１号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び同政令並びに省令が、令和５年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴い専決処分を行ったものであります。主な改正の内容は、環境性能の優れた電気

自動車等を取得した場合に、翌年度の軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例の延長などが行われたものであります。

次に、専決第2号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同省令が、令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い専決処分を行ったものであります。主な改正の内容は、国民健康保険税課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものであります。

次に、専決第3号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ433万2千円を減額し、補正後の予算の総額を68億3,743万6千円とするものであります。この補正予算は、令和4年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて、財政調整基金に1億5,194万8千円を積み立てたものであります。

次に、専決第4号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ935万3千円を追加し、補正後の予算の総額を67億3,935万3千円とするものであります。この補正予算は、国が実施いたします低所得の子育て世帯に子ども1人当たり5万円を支給する、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算であります。

次に、専決第5号、松茂町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年5月11日に施行された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするための改正を行ったものであります。

続きまして、議案第28号、こども家庭庁設置に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、厚生労働省からこども家庭庁に移管された事務があることを受け、関係する2つの条例につき所要の改正を一括して行う条例を制定するものであります。

次に、議案第29号、松茂町福祉手当条例の一部を改正する条例については、国がプッシュ型で実施する給付金の事務手順に準じ、町の福祉手当及び敬老福祉手当の給付事務を実施するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,323万円を追加し、補正後の予算の総額

を68億5,258万3千円とするものであります。この補正予算の主なものといたしましては、電力・ガス・食料品等の物価高騰対策として、国の実施する住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支給する、住民税非課税世帯支援給付金事業に6,579万5千円。また、町独自の物価高騰対策として、国の給付金の対象とならない子育て世帯に子ども1人当たり1万円を支給する、松茂町子育て世帯生活支援特別給付金事業に2,392万円。学校給食費の値上げを抑制する事業に606万2千円。75歳以上の高齢者を対象とした敬老福祉手当の支給額を例年よりも5千円上乘せする事業に975万円などを計上いたしております。

なお、これらの事業の財源として、歳入において国の地方創生臨時交付金を1億310万8千円増額するなどしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案3件につきましては、6月8日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第9、発議第3号「予算決算特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

お手元に配付しております、佐藤議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から提出されました、予算決算特別委員会設置に関する決議のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「予算決算特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

予算決算特別委員会の設置が決定しましたので、次の小休中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議事都合により小休いたします。

午前10時29分小休

午前１０時３０分再開

○議長【川田 修君】 それでは、小休前に引き続き再開いたします。

小休中に予算決算特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長を佐藤道昭議員、副委員長に佐藤富男議員が就任いたしましたので、ご報告いたします。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第１０、発議第４号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る５月２９日開催の議会運営委員会において、佐藤議会運営委員会委員長ほか５名の賛成者から発議としてご決定をいただき、このように提出をされております。議員の派遣につきましては、会議規則第１２２条の規定により議会の議決を求めるもので、令和５年６月から令和６年５月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するというものです。

お諮りいたします。

佐藤議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、発議第４号「議員派遣の件」は可決されました。

---

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第１１、請願第１号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の佐藤道昭議員から発言を求められておりますので、これを許します。

佐藤道昭議員。

○８番【佐藤道昭君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願書の朗読により説明とさせていただきます。

受付、令和５年５月１６日。紹介議員、私、佐藤道昭でございます。

請願第１号、請願者名は、日本国民救援会徳島県本部、徳島市寺島本町西２丁目１６竹内ビル３階、会長、弁護士、林伸豪でございます。件名は、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願でございます。

趣旨。

「罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける。」これは冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後をたちません。

その大きな理由の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下にそれらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

もう一つの理由は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。数多くの事件で検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審開始が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。具体例としての一つ、名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでさえ、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めます。

請願事項。

- 1、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

以上のとおりでございます。

議員各位のご賛同をいただきまして、この請願が通りますようよろしくお願い申し上げ、私の説明といたします。

○議長【川田 修君】 ただいまの請願第1号については、委員会付託は行わず、6

月 16 日再開予定の本会議で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号については委員会付託を行わず、6 月 16 日再開予定の本会議で審議することに決定しました。

---

○議長【川田 修君】 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日 6 月 7 日の 1 日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日 6 月 7 日の 1 日は休会と決定いたしました。

次回は、6 月 8 日午前 10 時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前 10 時 38 分散会